

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、佐倉市長より通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

監査結果告示日 令和5年11月17日

措置結果告示日 令和6年 1月18日

佐倉市監査委員 滝 田 理

佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊

佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和5年度財政援助団体等監査

監 査 結 果	措 置 の 内 容
1 出資団体 ア 指摘事項 提出書類の記載について（（公財）佐倉国際交流基金） 事業報告に関する提出書類の一部に記載誤りが認められた。 提出書類については、同団体の適正かつ円滑な事業運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。 イ 意見 活動資金について（（公財）佐倉国際交流基金、広報課） （公財）佐倉国際交流基金の活動資金の根源は、基本財産の運用収入と事業収入であるが、低金利が続く状況及び公益財団としての活動形態から、資金的に余裕があるという状況ではない。 各種事業の実施が可能となるよう、今後は、公益法人制度の改正動向も踏まえて、検討・努力されたい。	1 出資団体 ア 指摘事項 提出書類の記載について（（公財）佐倉国際交流基金） 今後は、複数人による確認を徹底し、より慎重な審査を心がけてまいります。 イ 意見 活動資金について （（公財）佐倉国際交流基金） 限られた予算の中で事業運営を継続するに当たり、各事業の効率的運営に努め、個々の事業の収支に留意してまいります。 （広報課） 他自治体における公益法人の運営状況を参考にするとともに、関係法令の改正等の情報収集に努め、国際交流基金と連携しつつ、適切な運営について検討してまいります。

監 査 結 果	措 置 の 内 容
2 公の施設の指定管理者 (1) 株式会社明日葉に関する事項 指摘事項 提出書類等の記載について（（株）明日葉、自治人権推進課） 協定書及び業務基準書に基づき市に提出された提出書類及び市からの通知文において、一部記載誤り等が認められた。 提出書類等については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。 (2) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に関する事項 指摘事項 提出書類の記載について （シダックス大新東ヒューマンサービス（株）、こども政策課） 協定書及び業務基準書に基づき市に提出された提出書類及び協定書において、一部記載不備が認められた。 提出書類等については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。	2 公の施設の指定管理者 (1) 株式会社明日葉に関する事項 指摘事項 提出書類等の記載について （（株）明日葉） 市に提出する書類について、記載内容や項目ならびに数値の入力は、以後は十分に注意を払い、誤記等ないか確認に努め作成してまいります。また、今後は書類の訂正及び差し替えのないよう、正解な書類作成に留意し、公の施設の管理代行者として、本施設の適正な管理運営に努めてまいります。 （自治人権推進課） 提出書類の記載誤りにつきましては、事業者に対して正確な書類作成にあたるよう指示するとともに、担当課においても提出書類の確認漏れを起こさぬよう努めてまいります。また、市からの通知文につきましても、細心の注意を払って書類を作成し、複数人でチェックするなどし、正確な書類作成に努めてまいります。 (2) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に関する事項 指摘事項 提出書類の記載について （シダックス大新東ヒューマンサービス（株）） 報告書関係の提出について、記載誤りが生じないように十分な確認を行い、正確な報告書の作成を行ってまいります。 （こども政策課） 提出書類については、事業者に対し細心の注意を払って書類作成にあたるよう指示

監 査 結 果	措 置 の 内 容
	するとともに、担当課においても提出書類ごとにチェック表を用いて、複数人で確認を行うなど、業務内容の審査を適切に執行してまいります。